

## 日本学生支援機構（旧・日本育英会）の奨学金を返還している方へ

### 1. 減額返還・返還期限猶予の受付について

#### ■■■ 返還が困難になった場合 ■■■

奨学金の返還が経済的に困難な場合は、「奨学金返還期限猶予願」もしくは「奨学金減額返還願」を日本学生支援機構に提出してください。

（東日本大震災に被災された方のうち、災害救助法の適用を受けない近隣の地域であっても、同等に被災された方や勤務先が被災した方については、返還を減額・猶予できる場合があります。）

返還期限猶予・減額返還の制度・願出方法の詳細については、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。奨学金返還相談センターにご相談ください。

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター

電話：0570-03-7240（ナビダイヤル）

- （ ※ PHS、一部携帯電話、IP電話からは03-6743-6100へおかけください。  
 ※ 受付時間：8時30分～20時00分  
 ※ 月曜～金曜（土日祝日・年末年始を除く） ）

### 2. 緊急・応急採用奨学金の受付について

#### ■■■ お子様や親類・知人の方で奨学金が急に必要となった場合 ■■■

- (1) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）
- (2) 対象者：家計が急変した世帯の大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院に在籍する学生・生徒。  
 （東日本大震災に被災された方のうち、災害救助法の適用を受けない近隣の地域であっても、同等に被災された方や勤務先が被災した世帯の学生・生徒について、採用できる場合があります。）
- (3) 申込・お問合せ：在学している学校へお願いします。在学をを通じて推薦を受け付けています（日本学生支援機構への直接申込みはできません）。

#### ■■■ お願い事項 ■■■

- ・ 奨学金返還相談センターにお問合せの際には、お手元に奨学生番号のわかるものをご用意ください。
- ・ 転職などで住所変更された方は、必ず  
奨学金返還相談センター [Tel: 0570-03-7240 (ナビダイヤル)] へご連絡をお願いします。

#### ■■■ 情報提供を行っています ■■■

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）（旧・日本育英会）  
 ホームページ（パソコン用） <http://www.jasso.go.jp/>  
 モバイルサイト（携帯電話用） <http://daigakuja.jp/jasso/>

